



鳥取県公報

平成13年2月1日(木)
号外第3号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）.....	1
	農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（ " ）.....	2
	中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（ " ）.....	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）.....	3
	漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（ " ）.....	4
	漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（ " ）.....	4

告 示

鳥取県告示第37号

平成8年鳥取県告示第247号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成13年2月1日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成13年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
略	略	略	略
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金を年0.65パーセントの割合で交付する場合	年0.65パーセント	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金を年0.75パーセントの割合で交付する場合	年0.75パーセント
市町村が規則第2条第2項第6号に規定する利子補給金を年0.65パーセントの割合で交付する場合	年0.65パーセント	市町村が規則第2条第2項第6号に規定する利子補給金を年0.75パーセントの割合で交付する場合	年0.75パーセント

鳥取県告示第38号

平成8年鳥取県告示第248号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成13年2月1日前に鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和41年鳥取県規則第24号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成13年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
	市町村	県		市町村	県
年1.8パーセント	略	略	年2.0パーセント	略	略

鳥取県告示第39号

平成8年鳥取県告示第249号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成13年2月1日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年鳥取県規則第58号）第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成13年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前					
中山間地域活性化資金の種類等			貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等			貸付利率	利子補給率	
				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号及び第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合					規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
1 加工 流通施設 整備 資金	(1) 大 企業以 外の者 に貸し 付ける 場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	年2.05パーセント 以内	略	年0.35パーセント	1 加工 流通施設 整備 資金	(1) 大 企業以 外の者 に貸し 付ける 場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	年2.25パーセント 以内	略	年0.15パーセント
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	略	年0.8パーセント	略				イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	略	年1.0パーセント
	(2) 大企業に貸し付ける 場合		年2.3パーセント 以内	年0.75パーセント	年0.1パーセント		(2) 大企業に貸し付ける 場合		年2.35パーセント 以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント

2 保健 機能増 進施設 整備資 金	(1) 大 企業以 外の者 に貸し 付ける 場合	ア 貸付金のう ち2億7,000万 円以下の部分	年1.8パーセント 以内	略	年0.6パーセント
		イ 貸付金のう ち2億7,000万 円を超える部分	略	年1.05パーセント	略
	(2) 大企業に貸し付ける 場合	年2.05パーセント 以内	年1.0パーセント	年0.35パーセント	
3 生活環境施設整備資金			年1.8パーセント 以内	略	年1.6パーセント

2 保健 機能増 進施設 整備資 金	(1) 大 企業以 外の者 に貸し 付ける 場合	ア 貸付金のう ち2億7,000万 円以下の部分	年2.0パーセント 以内	略	年0.4パーセント
		イ 貸付金のう ち2億7,000万 円を超える部分	略	年1.25パーセント	略
	(2) 大企業に貸し付ける 場合	年2.1パーセント 以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	
3 生活環境施設整備資金			年2.0パーセント 以内	略	年0.4パーセント

鳥取県告示第40号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成13年2月1日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成13年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金助成法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合		漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金助成法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）に貸し付ける場合

略						略					
3 規則 別表 2に 掲げ る資 金	年1.1パー セント	年0.9パー セント	年1.1パー セント	年1.1パー セント	年0.9パー セント	3 規則 別表 2に 掲げ る資 金	年1.2パー セント	年1.0パー セント	年1.2パー セント	年1.2パー セント	年1.0パー セント
略						略					

鳥取県告示第41号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
平成13年2月1日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成13年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>1.8</u> パーセント	略	年 <u>2.0</u> パーセント	略

鳥取県告示第42号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
平成13年2月1日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成13年2月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>2.3</u> パーセント	略	年 <u>2.5</u> パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率	

貸付利率	利子補給率
年2.3パーセント	略

貸付利率	利子補給率
年2.5パーセント	略

